

令和4年3月2日

入札参加業者各位

福島市財務部契約検査課長

回 答 書

工事（委託）名 福島市マイナンバーカードコールセンター運營業務委託

上記の工事（委託）について質問がありましたので、下記のとおり回答いたします。

記

No	質 問 事 項	回 答
1	本業務専用の電話番号は、福島市の市外局番から始まるものではなく、ナビダイヤルやフリーダイヤルを使用することは可能か。	受益者負担の原則により通話料は利用者に負担していただくべきものであり、市外局番への架電と比較し通話料が高いナビダイヤルや通話料を本市で負担することになるフリーダイヤルの使用は、不可とします。
2	電話の通話料は受注者負担か。通話料を発信者が負担するナビダイヤルは使用可能か。	通話料は発信者負担とします。また、ナビダイヤルの使用は不可とします。 (利用者からコールセンターへ架電する際の通話料は、発信者である利用者負担とします。また、予約変更などの対応のために、受注者から本市担当課や利用者などへ架電する際の通話料は、発信者である受注者負担とします。)